



# 地域活性化包括連携協定書



福島市（以下「甲」という。）、株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）、株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「丙」という。）及び株式会社イトーヨーカ堂（以下「丁」という。）は、相互の連携を強化し、福島市内における地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資するため、次のとおり地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し取り組むものとする。

- (1) 地産地消の推進と市産品の販路拡大及びオリジナル商品の開発・販売に関する事。
- (2) 市政情報及び観光情報の発信に関する事。
- (3) 環境保全に関する事。
- (4) 高齢者及び障がい者支援に関する事。
- (5) 地域防災・災害対策に関する事。
- (6) 地域や暮らしの安全・安心に関する事。
- (7) 健康増進・食育に関する事。
- (8) 子ども・青少年育成に関する事。
- (9) その他地域社会の活性化・市民サービスの向上に関する事。

2 前項に規定する事項を社会経済情勢の変化等に対応し迅速かつ効果的に推進するため、甲、乙、丙及び丁は、定期的に協議を行うものとし、連携事項の詳細については、甲、乙、丙及び丁が合意の上、決定するものとする。

## （守秘義務）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密を、当該他の当事者の書面による承諾を得ることなく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

## （協定の見直し）

第4条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから、本協定の内容変更の申し出があったときは、甲、乙、丙及び丁がその都度協議の上、必要な変更を行うことができる。

## （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1月前までに、甲、乙、丙又は丁のいずれからも本協定上の他の全ての当事者に対し、特段の意思表示がないときは、本協定の有効期間は、本協定の有効期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙、丙又は丁は、前項の規定にかかわらず、本協定上の他の全ての当事者に対し、1月前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

## （協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁は、それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 6月21日

甲 福島県福島市五老内町3番1号  
 福島市  
 福島市長 小林 香

乙 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
 株式会社ヨークベニマル  
 代表取締役社長 真船 幸夫

丙 東京都千代田区二番町8番地8  
 株式会社セブン・イレブン・ジャパン  
 代表取締役社長 古屋 一樹

丁 東京都千代田区二番町8番地8  
 株式会社イトーヨーカ堂  
 代表取締役社長 三枝 富博